

公共施設予約管理システム導入業務における事業者選定基準

1 審査実施機関

技術点の審査及び評価については、調達審査会において実施する。

2 事業者選定基準

(1)事業者の決定方法

事業者の決定は、次の各要件ア及びイに該当する入札参加資格を有する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

以下のいずれかの場合に該当するとき、技術点の評価を無効とする。

(ア)必須とする項目を満たしていない場合

(イ)総得点が「0点」の場合

(ウ)審査に必要な書類がすべて提出されなかった場合

(2)技術点及び価格点の得点比率及び評価基準等

得点については、技術点を300点、価格点を100点とする。

技術点の評価項目、評価基準及び配点は、別紙「評価項目、評価基準及び配点表」

(以下、「評価表」という。)にて定める。

(3)総合評価点が高いものが2者以上あるとき

総合評価点が高いものが2者以上あるときは、入札書に記載のくじ番号に基づき、くじにより落札者を定めるものとする。なお、入札書にくじ番号の記載がない場合又は記載内容が不明な場合等は、入札書記載金額の上3桁をくじ番号とする。

くじ引きの方法は、次のとおりとする。

ア 同額の入札者のくじ番号の数値を合計する。

イ 合計した数値を同額の入札者の数で除算する。

ウ 同額の入札者に判定番号(注)を付与する。

エ 除算した余りの数値と同じ数値の判定番号を付与された入札者を落札者とする。

(注)判定番号

同額の入札者の判定番号は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の通知番号の若い順に付与する。

3 技術点及び価格点の評価方法

(1)技術点の評価は、原則として技術提案書等の提出物及びヒアリングにより行う。評価基準は評価表のとおりとする。

(2)技術点の評価は、調達審査会各委員の採点の平均値とする。算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(3)提案内容に係る評価は、以下のとおりとする。

ア 必須とする項目のすべてを満たしている提案書について、任意とする項目において評価し点数を付与する。

イ 任意とする項目のそれぞれについて、調達審査会の各委員が以下の4段階で評価する。

段階	評価基準	評価率
①	提案なし又は評価できる提案となっていない	0%
②	一定の評価ができる提案	40%
③	優れている提案	80%
④	特に優れている提案	100%

ウ 各項目の配点に各委員の評価率を乗じて点数化する。

(4)価格点は、その入札価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。

「価格点=満点の価格点-(入札価格/予定価格)×満点の価格点」

算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

以上